



水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成29年度要求額
319百万円（260百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）の発効を見据え、国内における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

事業概要

○水俣条約の発効に向けた国内体制の整備

水俣条約発効時からの水銀汚染防止法の本格施行を見込み、制度周知、実施状況のフォロー等を関係者と協力して実施、同法関連施策の適格な運用を図る。また、平成29年夏頃に開催が見込まれる第1回締約国会議で採択が予定されているガイドライン等を踏まえ、国内施策の検討を行う。

○水俣条約運用体制の整備支援

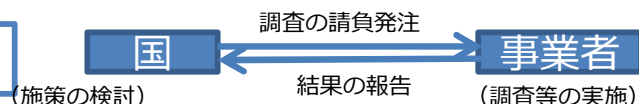
- 条約交渉において、水銀対策先進国としての立場を活かして、国際的なルール作りを主導。 例：世界モニタリング計画の策定支援
- 条約の確実な実施を進めるため、評価に必要となるモニタリングデータ等の整備を進める。 例：大気モニタリングの継続、毛髪水銀データベースの整備

○我が国水銀対策手法の国際展開

- 水銀マイナスプログラムに基づき、途上国の水銀対策ニーズ調査結果をもとに、我が国の技術、知見を活用した途上国を支援を実施。その際には米国等の関係国・機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

例：GEF資金を活用したアジア地域における水銀モニタリング能力強化、JCM、JICA等の資金メカニズムを活用した協力プロジェクトの形成推進

事業スキーム



期待される効果

国内外の水銀対策を推進しグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築に貢献

水銀マイナスプログラム

国際的な水銀対策の強化に向けたリーダーシップの発揮

協働してモニタリングを支援

日米政策対話

